

助け合い 生きる安心 社会保険

# 社会保険 しまね

平成30年 3月号

No.814

## Index

- P2. 日本年金機構からのお知らせ
- P3. 協会けんぽ島根支部からのお知らせ
- P4. 島根県社会保険協会からのお知らせ



三江線(島根県江津市)

2018年3月末に廃線となる、江津市と三次市を結ぶローカル線。春には沿線に桜が咲き誇り乗客を楽しませた。

## 新任事務担当者説明会のご案内

次の方を対象に健康保険・厚生年金保険に関する事務手続きの説明会を開催します。  
今回の説明会では島根労働局から年度更新事務についても説明します。

出席を希望される方は、事前に年金事務所へ電話にてご連絡ください。

対象者 **① 新任担当の方** **② 新規加入事業所の方** **③ その他受講を希望される方**

地区	開催日	時間	会場
松江	5月25日(金)	13:30~16:30	くにびきメッセ(601大会議室)*
出雲	5月17日(木)		出雲市民会館(301会議室)
浜田	5月24日(木)		浜田建設会館(大会議室)

\*駐車料金が必要な場合は、各自でご負担いただきますようお願いいたします。

## 健康保険・厚生年金の手続きについて



### 従業員の採用、転勤・退職したとき

#### 資格取得届

- ▶ 資格取得日 常時使用される人(※)を採用した日 ※「常時使用される人」とは、雇用契約書の有無とは関係なく、適用事業所で働き、労務の対価として給料や賃金を受けるといふ使用関係が常用的であることをいいます。
- ▶ 提出期限 資格取得日から5日以内

#### 資格喪失届

- ▶ 資格喪失日 転勤等の場合は異動した日、退職の場合は退職日の翌日が資格喪失年月日になります。
- ▶ 提出期限 資格喪失日から5日以内
- ▶ 健康保険被保険者証の返納  
資格喪失届に退職者及び被扶養者全員の保険証を添付してください(高齢受給者証や特定疾病療養受療証・限度額適用認定証の交付を受けている場合は併せて添付してください)。  
紛失等により返納できない場合は、回収不能届・滅失届とともに提出をお願いします。

### 被扶養者が就職したとき

#### 被扶養者届

被扶養者が就職し健康保険の被保険者となった場合は、就職日をもって被扶養者から除くことになるため、被扶養者(異動)届に該当者の保険証を添付して提出してください。  
また、短時間の労働などで健康保険の被保険者にならない場合であっても、収入が被扶養者として認められる基準に該当しなくなった場合にも被扶養者から除くことになるため同様に提出してください。

### 退職後、引き続いて再雇用したとき

#### 60歳未満の方

被保険者が雇用契約期間の満了により退職した後、1日の空白もなく同じ事業所に再雇用された場合、実際の雇用関係は継続しており被保険者の資格も継続するため、資格喪失届の提出は不要です。なお、再雇用の際に報酬の変動があった場合は、月額変更届又は算定基礎届で標準報酬月額を改定します。

#### 60歳以上の方

60歳以上の方が退職後に1日の空白もなく同じ事業所に再雇用された場合は、雇用関係が一旦中断したものと「資格喪失届」と「資格取得届」を提出していただき、再雇用された月分から再雇用後の報酬に応じた標準報酬月額に変更します。

#### 留意事項

右記の①と②の両方、又は③を添付し、「資格喪失届」と「資格取得届」を同時に提出してください(その方に被扶養者がいる場合は「被扶養者(異動)届」も提出してください)。

- ① 就業規則、退職辞令の写し(退職日が確認できるものに限る)
- ② 雇用契約書の写し(継続して再雇用されたことが分かるものに限る)
- ③ 「退職日」及び「再雇用された日」に関する事業主の証明書(事業主員が押印されているものに限る)

#### 届書の送付先

郵送による届出は岡山広域事務センターへ ※郵送の場合は郵便番号と名称のみで届きます  
〒700-8501 岡山市北区新屋敷町1-1-18 山陽新聞社新聞製作センター 5階  
日本年金機構 岡山広域事務センター

#### お問い合わせ先

- 松江年金事務所 TEL.0852-23-9540
- 出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045
- 浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

# 退職後の健康保険について

—3つの選択先より選び、ご自身での手続きが必要です—






退職等により健康保険の資格を失った場合、新たな健康保険制度への加入が必要となります。

ただし、各制度は加入条件や毎月納める保険料額等に違いがありますので、比較検討のうえ期限内にお忘れのないよう加入手続きをお取りください。

退職後の健康保険制度加入には、**3つの選択肢**があります。

- ① 健康保険を任意継続する
- ② 国民健康保険に加入する
- ③ ご家族の健康保険の扶養に入る

## 各制度の概要とポイント

制度	① 任意継続健康保険	② 国民健康保険	③ 家族の扶養に入る
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部 	お住まいの市町村 	ご家族の勤務先 
加入条件	下記条件①②を満たす場合 ①退職日まで被保険者期間が継続して2か月以上あること ②退職の翌日から20日以内に申請書を提出すること	市町村の国民健康保険課にお問い合わせください	健康保険の扶養条件を満たしていること ※ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	退職された時の標準報酬月額(上限28万円)によって決まります。 ※上限までは、退職前に給与控除されていた健康保険料の約2倍となります(事業主との折半がなくなるため)。	●保険料は、世帯人数や前年の所得等で決まります。 ●お住まいの市町村により保険料額が異なります。 ●会社都合(倒産)等による退職の場合、保険料の減免制度があります。	扶養家族の方は原則として保険料がかかりません。 ※保険者により一部例外あり。

- ポイント1 制度により手続き先が異なります。
- ポイント2 任意継続健康保険と国民健康保険は、保険料の決定方法が異なるため、保険料額が異なります。
- ポイント3 ご家族の扶養に入る場合、保険料がかかりませんが、扶養条件を満たす必要があります。

**●その他注意点**  
各制度により、受けられる保険給付等に一部違いがあります。詳しくは各手続き先等にご確認ください。



## 平成30年度会費納入のお願い

平成29年度の会費を納入いただきありがとうございました。おかげをもちまして、無事平成29年度の事業を実施することが出来ました。ご存じのように、当協会の事業に要する費用は、全て、年1回事業主の皆様方にご理解をいただき、納めていただきました社会保険協会費が唯一の財源でございます。

平成30年度の会費納入のお願いは、この「社会保険しまね」3月号に同封させていただきましたので、引き続きご理解とご協力をいただき、会費の納入をよろしくお願いいたします。

また、「平成30年度版社会保険の事務手続」の申込ハガキも同封しておりますので、ご希望の事業所の方は、期限までに必要事項を記入のうえ送付願います。



雲南市三刀屋町

## 一般財団法人 島根県社会保険協会にご加入ください

一般財団法人島根県社会保険協会は、健康保険・厚生年金保険の被保険者の福祉の増進と、社会保険制度の趣旨普及を目的とした会員制の団体です。今月号は、ご加入いただいていない事業所の皆様にもお送りしています。

同封の「平成30年度の事業予定」等をご覧ください、ご加入いただきますようお願い申し上げます。

### ご報告

## 平成29年度「年金給付実務講座」が終了しました

平成28年1月に松江市で試行的に開催したこの講座は、昨年は松江、出雲、浜田、益田の各市で開催し、約160名の方々に受講していただきました。四市で開催した折に、多くの方々から「是非、再度開催してほしい。」との声をいただき、今回も同様に四市で開催のご案内をお送りいたしましたところ、予定定員数166名を大きく超過する、約360名の方々に受講申し込みをいただきました。可能な限り会場の変更を行い、松江、出雲は各100名、浜田、益田は各40名の定員で開催しました。



今回のサブタイトルでもあります「60歳以後の年金額調整の仕組み」については、働きながらの年金受給や、雇用保険との調整などかなり難しい内容です。少しずつ仕組みを理解していただき、年金事務所やハローワークにご相談に行かれる従業員の皆様への説明の手助けになればと願っています。

最後に、せっかく受講申込をいただいたにもかかわらず、多数の方にお断りすることとなり申し訳ありませんでした。

### お知らせ

## 平成29年度の「冬期助成事業」は終了しました

平成29年度の冬期助成事業は、この2月末で終了いたしました。ご活用いただけましたでしょうか。なお、平成29年度発行の「プール・ジム」の施設利用割引券については、6月末まで利用可能ですのでご活用願います。

社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから！

日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会島根支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane>

島根県社会保険協会 <http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

## 社|会|保|険 しまね

発行者／(一財)島根県社会保険協会  
文書提供／松江・出雲・浜田年金事務所、  
全国健康保険協会島根支部

2018.3.15発行

通巻814号

※次回の発行については平成30年5月を予定しています。

# 島根県社会保険協会事業のご案内

当協会の事業運営につきましては、平素から格別のご支援ご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。  
今年度も、社会保険制度の趣旨の普及や事業所の健康保険・厚生年金保険の被保険者やそのご家族の福祉の増進を図ることを目的とし、さまざまな事業を行ってまいります。 スケジュールは裏面をご覧ください。

## 社会保険制度の趣旨普及事業

### ● 広報紙

#### 「社会保険しまね」の発行

隔月に制度改正内容や事務手続きの記事を中心とした広報紙を作成し、会員事業所様にお送りします。



### ● 「社会保険の事務手続」等の配付

年間を通して社会保険事務の味方となっている「社会保険の事務手続」を、ご希望の会員事業所へ配付しています。



### ● 各種研修会等の開催

平成30年度の開催予定 ※会場等は調整中

- 社会保険事務初任者講座 [3時間 × 3回]
- 社会保険実務基礎講座 [毎月3時間 × 2回 × 5か月間]
- 年金給付実務講座 [3時間]
- 健康保険給付実務講座 [3時間]
- 年金シニアライフセミナー [3時間]



## 社会保険委員会との共同事業

### ● 社会保険委員等研修会の共同開催

年金(職域)委員や、健康保険委員の皆様を中心とした「社会保険委員等研修会」を県内3か所で開催しています。

### ● 社会保険委員の皆様に情報誌の送付

年金委員(職域)・健康保険委員の諸活動に役立つような月刊誌「社会保険」を毎月お送りしています。

## 全国社会保険協会連合会との共同事業

会員事業所の皆様には、かんぼの宿、ホテル、スキー場、ゴルフ場、レンタカー等が優待料金でご利用いただけます。

### 宿泊施設等

- かんぼの宿《全国50施設》
- 船員保険会《宮城県ほか4施設》
- ホテル法華クラブ《全国17施設》
- 湯快リゾート株式会社《全国28施設》
- 高輪・品川プリンスホテル《東京都4施設》
- プリンスホテル優待プラン《全国のプリンスホテル・スキー場・ゴルフ場など》
- ダイワロイヤルホテルズ(大和リゾート株式会社)《全国27施設》
- その他…宿泊施設《青森県・奈良県ほか7施設》、日帰り施設《新潟県10施設》



※ご利用には「施設利用会員証」が必要ですので、当協会ホームページ助成事業から「施設利用会員証申込書」をダウンロードしてお申し込みください。

### タイムズカーレンタル

全国のタイムズカーレンタルが、インターネット予約で25%オフでご利用いただけます。



## 健康づくり・体力づくりのための支援事業

### ●「ソフトボール大会」の開催

会員事業所の皆様の親睦を図るとともに、事業所間の協力連携を図ることを目的に、益田地区と浜田地区において開催しています。

浜田会場 平成30年 6月10日(日)

石見海浜公園 グラウンド

益田会場 平成30年 7月15日(日)

久々茂コミュニティ広場

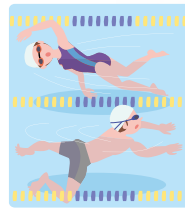


### ●プール、ジム、ボウリング等の利用料金助成

会員事業所の被保険者・被扶養者の皆様の体力づくりを応援し、ひいては健康な体づくりを支援いたします。

プール、ジム《松江、出雲、浜田の4施設》

ボウリング《松江、出雲、浜田、益田の5施設》



### ●海の家や山の家、温泉施設の利用料金助成

会員事業所の被保険者・被扶養者の皆様の健康づくり・体力づくりを応援する利用料金の助成。

海の家 ※開設予定:7月16日～8月31日

■ 休憩料の補助(対象施設は調整中)

■ 宿泊料の補助(対象施設は調整中)



山の家

※各施設毎に、開設期間及び助成額等が異なります。

■ 宿泊料の補助  
(対象施設は調整中)



温泉施設の利用料金助成

※助成期間は平成30年12月1日から平成31年2月28日まで

■ 入浴料の補助(対象施設は調整中)



## 健康づくりDVDを貸し出します

各事業所における研修会・講演会での利用、被保険者の皆様の家庭における健康づくりに活用していただけるDVDを貸し出しています。詳しくはホームページの「健康づくり事業」をご覧ください。(往復分の送料を含め無料です。)

一度の貸出は3本程度とし、ご利用期間は2週間以内でお願いします。



### ●社内研修用 ～職場の皆様でご利用ください～

- メタボ解消！10分間のエクササイズ
- 禁煙成功への道～あなたと、あなたの大切な人のため～
- 大笑い健康プログラム(第1笑～第3笑)
- 健康診断を受けて良かった～特定健診、がん検診～
- はじめてのウォーキング&ジョギング
- 貯筋運動プラス

などなど16タイトル用意しています。

### ●個人視聴用

※個人が家庭で視聴することを目的としています。

- ためしてガッテン「がん」「糖尿病・脳卒中」  
「ギックリ腰・ひざ痛」「メタボリック」
- うつ病～団塊の世代のうつ病対策～  
などなど19タイトル用意しています。

# 平成30年度 事業予定のお知らせ

その1

島根県社会保険協会

社会保険制度の趣旨普及事業		健康づくりDVD無料貸し出し	社会保険委員 (健康保険委員・年金委員) 活動の支援
「社会保険しまね」 の作成・送付	「社会保険の 事務手続」の 作成・送付		
会員事業所へ 送付	申し込まれた 会員事業所へ送付	会員事業所優先での 受講の受付	社会保険委員等を 対象
2018 4月			
5月	5月号発行		
6月			
7月	7月号発行		
8月			
9月	9月号発行		
10月			
11月	11月号発行		
12月			
2019 1月	1月号発行		
2月			
3月	3月号発行		

● 申込ハガキを受付のうえ、必要部数を作成。  
● 5月号の社会保険しまねに同封して事業所に送付。

「社会保険実務基礎講座」  
(会場は調整中)

- ① 社会保険事務  
初任者講座  
(3時間×3回)
- ② 年金給付  
実務講座  
(3時間)
- ③ 健康保険給付  
実務講座  
(3時間)
- ④ 年金シニアライフ  
セミナー  
(3時間)

年間を通して、会員事業所様からの申し込みに対応しています。(新作も随時追加)

● 社会保険委員設置事業所には「月間社会保険」誌を毎月送付。(会員外事業所への送付は別途協議中)  
● 毎年、「社会保険委員等研修会」を協会けんぽ・年金機構と社会保険委員会が共催し、この事業を支援

※実務講座等の受講にあたって、会員以外の事業所の方には受講料の負担をお願いします。

# 平成30年度 事業予定のお知らせ その2

島根県社会保険協会

	ソフトボール大会の開催	福利厚生事業		全国社会保険協会連合会との共同事業	
		夏期助成事業	冬期助成事業	レンタカーの割引	ホテル、ゴルフスキー等の契約施設利用優待
		会員事業所が対象	会員事業所へ利用券を送付	会員事業所へ利用券を送付	会員事業所が対象
2018					
4月		プール・ジム(旧年度分)			
5月					
6月	浜田地区 6月10日予定				
7月	益田地区 7月15日予定	プール・ジム(新年度開始)			
8月		海の家 山の家			
9月					
10月					
11月					
12月					
2019					
1月					
2月					
3月					

タイムズカーレンタルが、インターネット予約で25%オフでご利用いただけます。  
(利用方法は、当協会ホームページの「お知らせ」に掲載。)

かんぼの宿、ホテル、アミューズメント施設  
ゴルフ場、スキー場などが優待料金でご利用いただけます。  
(利用には「施設利用会員証」が必要です。会員証の申込利用方法は、当協会ホームページの「助成事業」に掲載)

山の家の一部は1月初旬まで

● ボウリング利用  
● 温泉入浴の  
利用料を助成  
(スケート・スキーリフト券は調整中)

ご注意：事業予定は、平成30年度予算(案)段階で作成しています。予算決定後に一部修正がありますことをご留意ください。